

別府市新学校給食共同調理場整備事業

入札説明書

令和2年12月24日

大分県別府市

目 次

第1章 本事業の概要	1
1 事業名	1
2 公共施設の管理者の名称	1
3 本事業の目的	1
4 本事業の基本方針	1
5 本事業の内容	3
6 法令等の遵守	4
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 契約締結までの流れ	5
2 契約締結までのスケジュール	6
3 別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会の設置	7
第3章 入札に関する留意事項	7
1 配布する資料等の承諾	7
2 費用負担	7
3 使用言語及び単位	7
4 著作権	7
5 特許権等	8
6 提供する資料等の取扱い	8
7 入札提案書類等の作成要領	8
8 提出書類の取扱い	8
第4章 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
1 入札参加資格要件	8
第5章 入札に関する手続等	12
1 資料の配布	12
2 入札説明書等及び要求水準書等に関する説明会	12
3 現地見学会	12
4 入札説明書等及び要求水準書等に関する質問の受付	13
5 入札説明書等及び要求水準書等に関する質問への回答	13
6 入札参加申請書等の受付	14
7 入札参加資格審査結果の通知	14
8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	14
9 共同企業体協定書の写しの提出	14
(1) 提出期間	14
10 入札提案書類等の受付	14
第6章 落札者の決定	16

1	基礎審査.....	16
2	加点審査.....	16
3	価格審査.....	16
4	総合評価値の算定.....	17
5	落札者の決定及び公表.....	17
6	入札結果等の説明.....	17
第7章 本契約締結までの取扱い		17
第8章 契約に関する事項		17
1	入札保証金.....	17
2	契約書作成の要否.....	17
3	契約保証金.....	17
4	支払条件.....	18
第9章 その他		18
第10章 事務局		19

別府市（以下「市」という。）は、「別府市新学校給食共同調理場整備事業（以下「本事業」という。）」について、民間事業者（以下「事業者」という。）の幅広いノウハウや施工実績等を踏まえた技術提案により、学校給食共同調理場としての施設の性能や衛生管理の充実、施設運営を踏まえた合理的な施設計画やコスト削減効果等を期待し、設計・施工一括発注（Design- Build）方式を採用することとした。

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、市が本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）により募集及び選定するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）のほか、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

なお、下記に示す別添資料は、入札説明書と一体のものである。

○別添資料

別添資料 1 要求水準書

別添資料 2 様式集

別添資料 3 落札者決定基準

別添資料 4 建設工事請負仮契約書（案）

入札説明書及び上記別添資料に記載がない事項については、「入札説明書等及び要求水準書等に関する質問への回答によることとする。

第1章 本事業の概要

1 事業名

別府市新学校給食共同調理場整備事業

2 公共施設の管理者の名称

別府市長 長野 恭紘

3 本事業の目的

現在、市の学校給食は、小学校13校にある単独校調理場で1日あたり6,000食程度、昭和47年に開設された共同調理場で中学校8校（東山幼稚園・小学校を含む）に1日あたり2,800食程度の学校給食を提供している。

しかしながら、各調理場の施設設備は老朽化が深刻化しており、学校給食衛生管理基準に適合していないため、令和元年8月に策定した「別府市学校給食の整備運営に係る基本方針」に基づき、すべての調理場を一元化した（仮称）別府市新学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）を整備するものである。

施設整備にあたっては、食の安全管理や衛生管理に特に留意し、食物アレルギーのある児童・生徒に対しても万全な対策を図る。学校給食法に定める学校給食の目的に沿って、地場産物の活用や郷土食の提供などを通じて地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める、日本一おいしい給食の提供を目指す。

4 本事業の基本方針

本事業は、新たに1日当たり8,500食の供給能力のある学校給食共同調理場の整備を行うものである。

事業実施にあたっての基本方針は次のとおりである。なお詳細については、要求水準書を参照すること。

基本方針	
項目	内容
【安全・安心】 衛生管理の徹底と快適で 効率的な運営	<ul style="list-style-type: none">・HACCPの考え方による学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステムの導入をはじめ、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域を部屋単位で明確に区分するなど、厳格な衛生管理を行う。・大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った食品の温度管理や調理従事者の健康状態の確認など、食中毒対策を徹底する。・空調や換気設備を備えた構造とし、適切な温湿度環境を維持するとともに、調理室内の作業動線を調理工程に沿って一方通行とするなど、効率的な運営を行う。

基本方針	
項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・配送する幼稚園、小学校、中学校の給食時間に差異があることを考慮した効率的な配送計画により 2 時間喫食を遵守する。また、園児や小学校低学年児童の配膳がスムーズに行える体制をつくる。
【おいしい給食】 多彩な献立の創出と手作り給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・充実した厨房設備の導入により、栄養素バランスに優れた多彩な献立と心温まる手作り給食を提供し、子どもたちが笑顔になる学校給食を目指す。 ・今まで手作りしてきた和え物やサラダ等は、短時間で、より衛生的に調理する。また、これまで作ることのできなかつた焼き物調理を行うなど、手作り献立数を増やす。 ・保温性の高い 2 重食缶の採用により、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいまま、給食の適温提供を実現する。
【食育・地産地消】 地場産物の積極的な活用と食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが地域の自然、食文化等について理解を深められるよう、県産品を積極的に活用する。また、市産品についても、食材の種類や数量、収穫時期等の課題について生産者と協議の場を設け、使用量の拡充に取り組む。 ・見学スペースや多目的室等を整備し、学校における食育を推進する「学べる調理場」を目指す。また、学校現場や家庭での食育に役立つ情報を収集するとともに発信方法の充実を図り、施設見学等にも対応できる体制を整備する。施設見学は高齢者を含む市民にも開放する。 ・県費の栄養教諭に加えて市費の栄養職員を配置し、学校での活動を通じて、地域や家庭と連携した食育を推進する。
【食物アレルギー対応】 安全性の高い施設の整備ときめ細やかな運用	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー専用食缶や食物アレルギー対応専用調理室を整備することによって、アレルギー混入などによる健康被害を起こさない安全性の高い施設とする。また、専用調理室には、専任の栄養士や調理員を配置し、万全な対策を行う。 ・幼稚園、小学校のみで実施している現行 6 品目の除去食（レベル 3）を中学校まで拡大し、新入学（園）から進級・進学・卒業時まで、きめ細やかに対応する。 ・各学校では校長を中心に養護教諭、学級担任、学校医が新共同調理場の栄養教諭等と密接に連携して、保護者の気持ちに寄り添う食物アレルギー対応を行う。

5 本事業の内容

(1) 事業用地条件等

ア 学校給食共同調理場整備

- (ア) 事業用地 別府市原町 3541 番 1 外
- (イ) 敷地面積 7,289 m² (一部、道路施設用地を含む)
- (ウ) 提供食数 1日あたり最大 8,500 食 (内、アレルギー対応食 最大 100 食程度)
- (エ) 対象学校 幼稚園 約 400 食
小学校 約 5,400 食
中学校 約 2,700 食

イ 各学校配膳室等の整備

- (ア) 整備概要 配膳室、プラットフォームの整備
- (イ) 整備個所 各小学校の給食室の改修、各中学校のプラットフォームの改修
詳細は、要求水準書を参照すること。

(2) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設期間

本契約～令和 5 年 7 月末日

イ 学校配膳室の設計・整備期間

本契約～令和 5 年 8 月末日 (原則、整備期間は令和 5 年夏休み)

ウ 開業準備支援期間

令和 5 年 8 月 1 日～8 月末日

エ 供用開始日

令和 5 年 9 月 1 日

※業務の履行期間

本契約成立後、市が指定する日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 建築本体 (建築本体、建築附帯設備等) に係る設計業務
- (ウ) 厨房設備に係る設計業務
- (エ) 造成に係る設計業務
- (オ) 解体撤去に係る設計業務
- (カ) 学校配膳室に係る設計業務
- (キ) 工事開始までに必要な関連諸手続き

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

- (ア) 建設工事業務及び厨房設備の調達・設置業務
- (イ) 解体撤去工事業務
- (ウ) 学校配膳室整備業務
- (エ) 事後調査業務
- (オ) 引渡業務

エ 各種備品調達等業務

- (ア) 各種備品の調達・設置業務

オ 開業準備支援業務

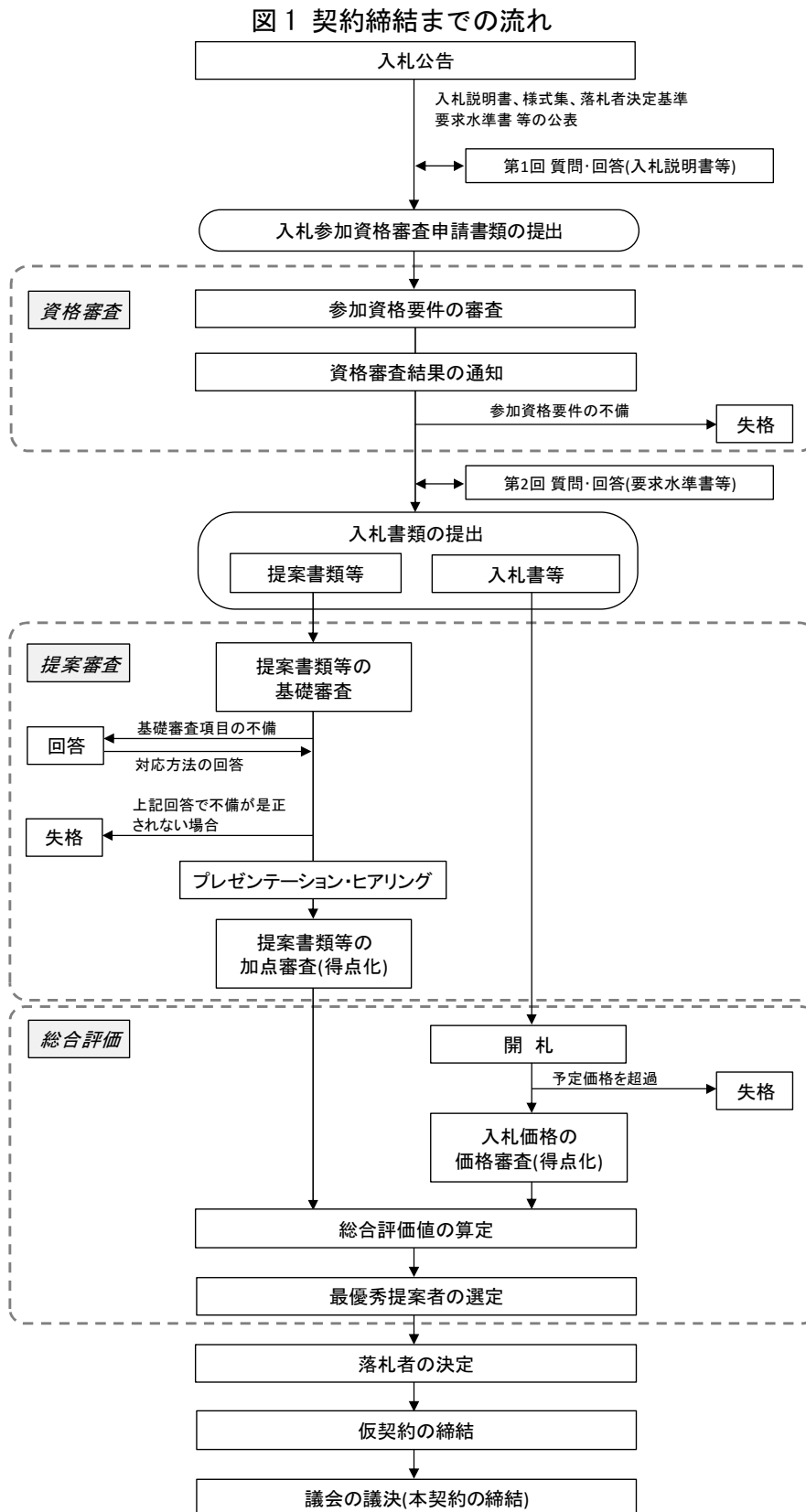
6 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、要求水準書記載の各種の法令等を遵守すること。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、図1のとおりである。



2 契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュールは、表1のとおりとする。

なお、スケジュールは、入札書類提出状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

日程	内容
令和2年12月24日(木)	入札公告(入札説明書、様式集、落札者決定基準、要求水準書等の配布)
令和3年1月12日(火)から 令和3年1月15日(金)まで	現地見学会の参加受付
令和3年1月23日(土)	現地見学会
令和3年1月12日(火)から 令和3年1月15日(金)まで	質問の受付期間(第1回) (入札説明書等に関する事項)
令和3年1月22日(金)から	質問への回答 (入札説明書等に関する事項)
令和3年1月29日(金)	入札参加申請書等の受付 (入札参加表明書、入札参加資格審査申請書)
令和3年2月3日(水)まで	入札参加資格審査結果の通知
令和3年2月4日(木)から 令和3年3月3日(水)まで	共同企業体協定書の写しの提出
令和3年2月8日(月)から 令和3年2月12日(金)まで	質問の受付期間(第2回) (要求水準書等に関する事項)
令和3年3月1日(月)から	質問への回答 (要求水準書等に関する事項)
令和3年3月29日(月)	入札提案書類等の受付 (入札書及び提案書類)
令和3年5月	プレゼンテーション・ヒアリング、開札
令和3年5月	最優秀提案者の選定
令和3年5月	落札者の決定及び公表
令和3年5月	客観的評価結果の公表
令和3年5月	建設工事請負契約の仮契約締結

日程	内容
令和3年6月	議会の議決・本契約の締結

3 別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会の設置

市は、落札者の決定にあたり、透明性及び公平性を確保し、専門的知見に基づいた審査評価を行うため、学識経験者等で構成される、「別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置している。

選定委員会は、次の5名で構成する。なお、本事業の落札者の決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自己のPR資料を提出したりする等によって、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするよう働きかけを行った場合は失格とする。

役職	氏名	所属
委員	福谷 正信	立命館アジア太平洋大学 名誉教授
委員	高松 伸枝	別府大学食物栄養科学部 教授
委員	井上 正文	日本文理大学工学部 教授
委員	阿南 寿和	別府市副市長
委員	稲尾 隆	別府市教育部長

第3章 入札に関する留意事項

1 配布する資料等の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書類（以下「入札提案書類等」という。）の提出をもって、市が本事業において配布する資料等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準等）の記載内容を承諾したものとみなす。

2 費用負担

入札参加者又は契約者が、本事業に係る入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は契約者の負担とするものとする。

3 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

4 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、選定さ

れた事業者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

5 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

6 提供する資料等の取扱い

市が提供する資料等は、本事業の入札への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

7 入札提案書類等の作成要領

入札提案書類等を作成するにあたっては、様式集に示す指示に従うこと。

8 提出書類の取扱い

提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

第4章 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加資格要件

入札参加者は、次の入札参加資格要件を全て満たすものとする。また、入札参加者の参加資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、次のとおり複数の企業で構成されるものとする。入札参加者を構成する者を構成員という。

構成員の種別	企業数
本事業の設計業務を主として行う者 (以下「設計企業」という。)	1 者以上
本事業の建設業務を主として行う者 (以下「建設企業」という。)	2 又は 3 者
本事業の工事監理業務を主として行う者 (以下「工事監理企業」という。)	1 者以上
本事業の厨房設備等の設計・製作・設置業務を 主として行う者 (以下「厨房設備企業」という。)	1 者以上

ア 入札参加者は、特定建設工事共同企業体（甲型）を結成すること。全ての構成員が出資者であること。なお、出資比率は問わない。

イ 入札参加者は、建設企業の構成員として、別府市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100

号)に基づく本店を有し、別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する告示(昭和55年別府市告示第176号)による令和2年度における建築一式工事について入札参加資格の認定を受けている者を1者以上入れることとする。

ウ 入札参加者の代表企業は、次の条件を全て満たすものであること。

(ア) 建設企業であり、全構成員中最大の出資者であること。

(イ) 入札参加表明書の提出日において、「平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間の決算日を基準とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経営事項審査結果」という。)」に記載されている建築一式工事における総合評定値が950点以上かつ最大の者であること。

(ウ) 入札参加表明書の提出日において、経営事項審査結果に記載されている建築一式工事の完成工事高が10億円以上の者であること。

エ 入札参加者の構成員は、本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

オ 入札参加表明書の提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。なお、協議の結果、変更が認められた場合は、入札参加資格要件を全て満たす構成員とすること。

カ 入札参加者の構成員(入札参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員を含む。)は、本事業の他の入札参加者の構成員になることはできない。

キ 同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、設計業務と工事監理業務を同一者が兼ねる場合、配置する管理技術者等はそれぞれ別の者を選任するものとする。また、建設業務と工事監理業務は、同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(2) 構成員の入札参加資格要件

構成員は、次の資格要件を全て満たすものであること。

ア 全構成員

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。

(イ) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。

(ウ) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(エ) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産

手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (カ) 本事業に係る発注支援業務に関与した者、並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のない者であること。

なお、本事業に係る発注支援業務に関与した者は次のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・日比谷パーク法律事務所

イ 設計企業

設計企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、統括する設計企業（以下「設計統括企業」という。）を置くものとし、設計統括企業は、次の (ア) から (ウ) の資格要件を全て満たし、その他の設計企業は (ア) から (ウ) の資格要件を満たしていること。

- (ア) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和 60 年別府市告示第 269 号）による令和 2 年度における建築コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 沖縄県を除く九州管内に本店又は市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 平成 22 年度（契約締結日基準）以降に、国又は地方公共団体が発注した、ドライシステムを導入した学校給食共同調理場（単独校調理場を除く。以下同じ。）の新築工事に係る実施設計業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。
- (オ) 平成 22 年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積 3,000 m²以上の公共施設の新築工事に係る実施設計業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

なお、設計共同企業体の構成員としての実績は、代表者としての履行に限る。

ウ 建設企業

建設企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、第 4 章 1 の (1) のウに定める代表企業を統括企業（以下「建設統括企業」という。）とし、建設統括企業は次の (ア) から (カ) の資格要件を全て満たし、その他の建設企業は (カ) を除く全ての要件を満たしていること。

- (ア) 別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の

時期に関する告示による令和2年度における建築一式工事について入札参加資格の認定を受けている者であること。

- (イ) 令和2年度において建築一式工事がA等級に格付けされている者であること。
- (ウ) 大分県内に建設業法に基づく本店があること。
- (エ) 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (オ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国又は地方公共団体が発注した延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る施工実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。

- (カ) 次に掲げる条件を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - a 入札参加表明書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者
 - b 建設業法第26条に規定される建築一式工事に係る技術者の資格を有し、また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者

エ 工事監理企業

工事監理企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、統括する工事監理企業（以下「監理統括企業」という。）を置くものとし、監理統括企業は、次の（ア）から（オ）の資格要件を全て満たし、その他の工事監理企業は（ア）から（ウ）の資格要件を満たしていること。

- (ア) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示による令和2年度における建築コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (イ) 沖縄県を除く九州管内に本店又は市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (ウ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に、国又は地方公共団体が発注した、ドライシステムを導入した学校給食共同調理場の新築工事に係る工事監理業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。
- (オ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に元請けとして、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の新築工事に係る工事監理業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

なお、設計共同企業体の構成員としての実績は、代表者としての履行に限る。

オ 厨房設備企業

厨房設備企業は、次の資格要件を全て満たすものであること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、統括する厨房設備企業（以下「厨房設備統括企業」という。）をおくものとし、厨房統括企業は、次の（ア）から（エ）の資格要件を全て満たし、その他の厨房設備企業は（ア）及び（イ）の資格要件を満たしていること。

- (ア) 別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する告示による令和2年度における管工事について入札参加資格の認定を受け

ている者であること、又は別府市物品等供給契約の競争入札参加資格要綱（平成7年別府市告示176号）第6条の競争入札参加資格者名簿に業種コード「020 厨房・ガス器具 001 厨房機器」について令和2年度の入札参加資格の認定を受けている者であること。

- (イ) 沖縄県を除く九州管内に本店又は市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (ウ) 入札参加表明書の提出日において、経営事項審査結果に記載されている管工事における総合評定値が1,200点以上の者であること。
- (エ) 平成22年度（契約締結日基準）以降に、国又は地方公共団体が発注した、ドライシステムを導入した学校給食共同調理場の新築工事に係る厨房設備の調達及び設置業務の実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

なお、厨房設備とは、要求水準書第1章6の(1)に定めるものをいう。

第5章 入札に関する手続等

1 資料の配布

本件入札の参加に必要な資料の配布を次のとおり行う。

また、第10章1に示す市ホームページ（以下「ホームページ」という。）からもダウンロードすることができる。ただし、「要求水準書の資料の一部」については、(2)の配布場所で直接配布する。

(1) 配布日

令和2年12月24日（木）から令和3年1月29日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。ただし、12月24日（木）は、午後1時から午後5時までとする。

※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

(2) 配布場所

「第10章1」とする。

(3) 配布内容

ア 入札説明書等（入札公告、入札説明書、様式集）

イ 要求水準書等（要求水準書、落札者決定基準、建設工事請負仮契約書(案)）

(4) その他

配布される「要求水準書の資料の一部」の受領を希望する者は、様式集の「様式1 要求水準書の資料の一部の受領申込書 兼 誓約書」に記入のうえ、持参すること。

2 入札説明書等及び要求水準書等に関する説明会

入札説明書等及び要求水準書等に関する説明会は実施しない。

3 現地見学会

学校配膳室整備業務(第1章5の(3)のウのウ)に係る改修対象の学校の現地見学会を次のとおり開催する。また、現地見学会において、入札説明書等及び要求水準書等の配布は行わないので、入札参加者各自で用意すること。なお、現地見学会に不参加であっても、本件入札において

不利益な取扱いを受けるものではない。

(1) 日 時

令和3年1月23日（土）9時から

(2) 場 所

改修の対象となる別府市立小中学校

集合場所は、見地見学会参加申込を行った者に個別に連絡する。

(3) 現地見学会等の参加受付

ア 受付期間

令和3年1月12日（火）9時から令和3年1月15日（金）17時まで

イ 提出先

「第10章1」とする。

ウ 提出方法

様式集の「様式2 見地見学会参加申込書」に記入のうえ、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「別府市新学校給食共同調理場整備事業現地見学会申込」とすること。

なお、上記以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）は一切受け付けない。

4 入札説明書等及び要求水準書等に関する質問の受付

入札説明書等及び要求水準書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

ア 第1回（入札説明書等に関する事項）

令和3年1月12日（火）から令和3年1月15日（金）までの午前9時から午後5時まで。

イ 第2回（要求水準書等に関する事項）

令和3年2月8日（月）から令和3年2月12日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで。

※ただし、第2回の質問については、第5章7「入札参加資格審査結果の通知」において、入札参加資格が認められた者のみ質問書を提出することができるものとする。

(2) 提出先

「第10章1」とする。

(3) 提出方法

質問の提出方法は、第1回については様式集の「様式3-1 入札説明書等に関する質問書」に、第2回については「様式3-2 要求水準書等に関する質問書」にそれぞれ質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「別府市新学校給食共同調理場整備事業質問書」とすること。

なお、上記以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）による質問は一切受け付けない。

5 入札説明書等及び要求水準書等に関する質問への回答

提出された質問（類似の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、次のとおりホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

(1) 公表日時

ア 第1回（入札説明書等に関する事項）

令和3年1月22日（金）から

イ 第2回（要求水準書等に関する事項）

令和3年3月1日（月）から

6 入札参加申請書等の受付

入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書（以下「入札参加申請書等」という。）を提出すること。

(1) 提出日時

令和3年1月29日（金）午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

「第10章1」とする。

(3) 提出書類

様式集に示すとおりとする。

(4) 提出方法

持参によるものとする。

※持参にあたっては、事前に市に連絡をすること。

7 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については入札参加者の代表企業に対し、令和3年2月3日（水）までに書面により通知する。なお、入札参加資格が認められた者（以下「入札参加資格者」という。）に、提案書類作成に係る「提案者番号」を併せて通知する。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、第5章7の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して説明を求めることができる。

(2) 市は、(1)の書面を受理した日の翌日から起算して8日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

9 共同企業体協定書の写しの提出

入札参加資格者は、次のとおり共同企業体協定書の写しを提出すること。

(1) 提出期間

令和3年2月4日（木）から令和3年3月3日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 提出先

「第10章1」とする。

(3) 提出書類

共同企業体協定書の写し

(4) 提出方法

持参によるものとする。

※持参にあたっては、事前に市に連絡すること。

10 入札提案書類等の受付

本事業に関する入札提案書類等を次のとおり受け付ける。

- (1) 提出期間
令和3年3月29日（月）午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先
「第10章1」とする。
- (3) 提出書類
様式集に示すとおりとする。
- (4) 提出方法
持参によるものとする。
※持参にあたっては、事前に市に連絡をすること。
- (5) 入札書の記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札提案書類等の修正等の禁止
入札提案書類等の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において市が入札提案書類等の補正を求める場合を除き認めない。
- (7) 入札の辞退
入札参加資格者は、入札提案書類等の提出期間までに入札を辞退することができる。本件入札を辞退する場合は、様式集の「様式5 入札辞退届」を持参により提出すること。
なお、入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。
- (8) 入札の延期等
市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。
- (9) 入札参加者が1者の場合の措置
入札参加者が1者であっても、提案書類の審査、プレゼンテーション・ヒアリング及び入札を行う。
- (10) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
 - ア 入札参加資格がない者又は入札参加申請書等及び入札提案書類等に虚偽の記載をした者の入札
 - イ 入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
 - ウ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - エ 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - オ 入札価格を訂正した入札

- カ 入札価格、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- キ 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかった者のした入札
- ク 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札
- ケ 入札価格内訳書及び積算内訳書（以下「内訳書等」という。）を提出しなかった者のした入札
- コ 入札参加申請書等及び入札提案書類等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- サ 本件入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、本件入札を無効とする
 - (ア) 当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率）」という。）が入札結果と一致している場合
 - (イ) すべての入札参加者が入札結果と一致している場合
 - (ウ) 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は内訳書等に不自然な事実がある場合
 - (エ) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

第6章 落札者の決定

市は、落札者決定基準に基づき、選定委員会の審査評価を経て、総合評価落札方式により落札者を決定する。

1 基礎審査

提案書類に記載された内容が、要求水準書に規定された水準を満たしているか等の審査（以下「基礎審査」という。）を行う。基礎審査にあたり、必要に応じて入札参加資格者に対して書面により確認を行うが、当該確認を踏まえてもなお、基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

2 加点審査

基礎審査を通過した入札参加資格者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、提案書類等について審査し、加点審査点を決定する。

提案書類等の審査及び評価を行うにあたり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングは令和3年5月を予定しており、詳細は、別途提示する。

3 価格審査

加点審査の終了後に価格審査を行う。

価格審査に先立ち、入札書の開札を最終審査対象者の立会いで行うものとし、最終審査対象者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、最終審査対象者の代理人が開札に立会う場合は、様式集の「様式 12 委任状(開札立会い)」を、当日持参すること。

開札日時については、各最終審査対象者に書面により通知する。

入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格が予定価格を超過する場合は失格とする。

入札価格を点数化し、価格審査点を決定する。

4 総合評価値の算定

加点審査点と価格審査点から総合評価値を算出した後、総合評価値の最も高い最終審査対象者を最優秀提案者とする。

総合評価値が最も高い最終審査対象者が2者以上あるときは、価格審査点が最も高い提案を最優秀提案者とする。この場合において、価格審査点が同点であるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

なお、最終審査対象者が1者であり、かつ、総合評価値が60点未満であった場合は、最優秀提案者として選定しない。

5 落札者の決定及び公表

市は、最優秀提案者を落札者として決定し、速やかにホームページに公表するとともに、その結果を落札者に通知する。

6 入札結果等の説明

(1) 入札参加者は、入札結果等について、落札者を決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して、説明を求めることができる。

(2) 市は、(1)の書面を受理した日の翌日から起算して8日以内（休日を除く。）に、説明を求めた入札参加者に対し、書面により回答するものとする。

第7章 本契約締結までの取扱い

本事業は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第2条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となるものである。なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損失が生じても、市は、一切の責めを負わない。

第8章 契約に関する事項

1 入札保証金

免除する。

2 契約書作成の要否

要

3 契約保証金

(1) 契約者は、別府市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

ウ 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

エ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認

める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- (2) 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。
- ア 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

4 支払条件

- (1) 前払金 各年度において、1 回（当該年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内）
- (2) 中間前払金 各年度において、1 回（当該年度の出来高予定額の 10 分の 2 以内）
- (3) 部分払 各年度において、2 回以内

表 各年度の支払限度額

令和 3 年度	91, 852, 100
令和 4 年度	925, 273, 600
令和 5 年度	2, 816, 191, 700

※消費税及び地方消費税を含む。

※市は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができる。

第 9 章 その他

1 落札者が提出した提案書類の提案内容（以下「提案内容」という。）は、市からの指示がない限り全て契約内容とし、提出した提案内容による履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、落札者が、契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。

- (1) 提案内容与设计及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。
- (2) 要求水準書に規定する厨房設備・機器類の試運転等の際、提案内容と差異があるときは、設備・機器類の改善を命じることができる。
- (3) 提案内容が履行できなかった場合（再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）は、減額変更契約の対象とし、また損害賠償を請求することができるものとする。

2 入札参加申請書等及び入札提案書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3 市は、開札後、落札決定をするまでの間に最優秀提案者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、当該最優秀提案者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、市は当該最優秀提案者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (1) 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）
- (2) 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき

4 市は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者

が、3の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

5 市は、契約締結後において、落札者が3の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

6 落札者（最優秀提案者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に3の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は、市に速やかに申し出ること。

第10章 事務局

本件入札において、本事業の事務を担当する部局は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 担当部署 | 別府市教育部スポーツ健康課 |
| (2) 住所 | 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 |
| (3) 電話 | 0977-21-8088 |
| (4) F A X | 0977-22-5100 |
| (5) 電子メールアドレス | ken-be@city.beppu.lg.jp |
| (6) ホームページアドレス | https://www.city.beppu.oita.jp/ |